

洛西ふれあいの里保養研修センターを廃止するための関係条例の整備に関する条例（平成25年6月12日京都市条例第7号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

洛西ふれあいの里保養研修センター（以下「保養研修センター」という。）においては、高齢者の保養及び健康の保持並びに社会福祉に関する市民活動の促進を図るため、保養、研修、会議等による施設を提供する事業、高齢者の生活、健康等に関する相談を行う事業、高齢者に対する教養講座等を行う事業及び社会福祉に関する研修を行う事業を行うこととされています。

しかし、平成6年6月に保養研修センターが開所して以来、社会経済情勢が大きく変化する中、施設提供事業については、民間宿泊施設の増加、設備の老朽化等により、利用者数が低迷し、採算性の確保が著しく困難になっているとともに、その他の事業についても、京都市長寿すこやかセンターの設置及び民間事業者による代替施設の増加により、保養研修センターとして事業を継続する必要性が低下しています。

そのため、上記の事業のうち社会福祉に関する研修を行う事業については、京都市長寿すこやかセンターが承継し、従前から実施している高齢者の福祉に関する研修と併せて社会福祉に関する研修を実施することとすることにより同センターにおける研修の充実を図るとともに、保養研修センターを廃止することとしました。

なお、保養研修センターの廃止に伴い、京都市洛西ふれあいの里条例に規定する療護園、デイ・サービスセンター、更生園及び授産園については、他の公設民営の障害者福祉施設（京都市こころの健康増進センターを除く。）と同様に、京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例に規定することができることとなるため、京都市洛西ふれあいの里条例を廃止するとともに、京都市長寿すこやかセンター条例及び京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

洛西ふれあいの里保養研修センターを廃止するための関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 7 号

洛西ふれあいの里保養研修センターを廃止するための関係条例の整備に関する条例

(京都市洛西ふれあいの里条例の廃止)

第1条 京都市洛西ふれあいの里条例は、廃止する。

(京都市長寿すこやかセンター条例の一部改正)

第2条 京都市長寿すこやかセンター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「増進」の右に「並びに社会福祉に関する市民の活動の促進」を加える。

第2条第9号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 社会福祉に関する研修を行う事業(第6号に掲げるものを除く。)

第5条中「活動」の右に「及び社会福祉に関する研修」を加える。

(京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部改正)

第3条 京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「京都市桂川療護園」の右に「及び京都市洛西ふれあいの里療護園」を、「第6号に掲げる事業を、」の右に「京都市洛西ふれあいの里更生園及び」を加える。

第5条第3項及び第7条第2項第3号中「掲げる事業に関し」の右に「京都市洛西ふれあいの里更生園及び」を加える。

別表第1京都市桂川障害者デイサービスセンターの項の次に次の2項を加える。

京都市洛西ふれあいの里 デイサービスセンター	京都市西京区大枝北沓掛町一丁目21 番地の20	A
京都市洛西ふれあいの里	京都市西京区大枝北沓掛町一丁目21	B

授産園	番地の20		
-----	-------	--	--

別表第2 京都市桂川療護園の項の次に次の2項を加える。

京都市洛西ふれあいの里療護園	京都市西京区大枝北沓掛町一丁目21番地の20	50	A及びB
京都市洛西ふれあいの里更生園	京都市西京区大枝北沓掛町一丁目21番地の20	60	C及びD

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「、洛西ふれあいの里」を削る。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)